

令和7年1月15日

高知市長 桑名龍吾
(高知市総務部契約課物品契約担当)

オープンカウンター方式(自由参加型競争見積)による物件調達について

案件番号	6-153
発注形態	製造の請負
案件名	令和7年度 軽自動車税のしおり
数量等	115,000枚
納入期限	令和7年3月19日(水)
納入場所	高知市役所 第二庁舎3階
仕様・規格等	別紙仕様書のとおり
見積参加者の資格要件	ア 物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領第4条第1項に規定する参加者資格要件を満たす者 イ 地域要件が「市内業者」、「準市内業者」又は「県内業者」である者 ウ ア・イのうち物件等競争入札参加資格者名簿において営業種目における区分が「一般印刷(0301)」で登録している者
見本の閲覧	見本は契約課にあります。
質疑	提出期限：令和7年1月17日(金) 12時00分まで 提出先：市民税課 質疑回答は、質疑書提出締切日の翌開庁日中に総務部契約課執務室において閲覧に付すとともに契約課インターネットホームページに掲載します。
見積書提出期間	令和7年1月21日(火)から令和7年1月22日(水) 15時00分まで
見積書提出場所	高知市役所本庁舎3階 契約課 物品・業務委託契約担当
備考	(1) 見積書は、所定の様式(別記様式)を使用してください。代表者印の押印は省略可能です。また、代表者印の有無に関わらず、見積書原本の提出は不要とします。 (2) 見積書はFAX又は持参してください。FAXにより見積書を提出した場合は、必ず契約課に到達確認をしてください。 (3) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため(請書による場合を除く。)、希望する場合は、見積書提出時に『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により契約課(kc-050500@city.kochi.lg.jp)に提出してください。(※『別記様式「電子契約利用承諾書」』：契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について) (4) 競争見積の結果(決定業者名及び決定金額)については、契約相手方が決定し次第、速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載します。なお、決定業者の方には電話にて連絡のうえ、FAXで決定通知書を送付します。 (5) その他の条件等については、「物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領」に示すとおりとします。
調達依頼課	市民税課 TEL:088-823-9423 FAX:088-823-9384 担当:西
契約事務担当	契約課物品・業務委託契約担当 TEL:088-823-9414 FAX:088-823-9496

仕 様 書

1. 品 名 令和7年度 軽自動車税のしおり
2. 数 量 115,000枚
(100枚を1セット束にし, 1,150束)
3. 仕 様
 - ・コート紙90kg
 - ・縦 19.5cm × 横 29.25cm (3つ折り)
 - ・両面フルカラー印刷
 - ・変更部分のレイアウト(色校正等)について決定業者と協議する。
 - ・本印刷物の著作権は, 高知市に帰属するものとする。

注) しおりを100枚単位で束ねる際に, ゴムを使用する場合は, きつく縛らないこと。また, しおりが反ったりしないように注意すること。

その他) 印刷物の他に, PDFデータで1部, 納品すること。
4. 原 稿 別紙のとおり
※令和6年度版のPDFデータの提供が可
5. 校 正 要 (含色校正)
6. 納 期 令和7年3月19日 (水)
7. 納入場所 高知市役所 第二庁舎3階
※納品前に納品日時を下記連絡先までご連絡お願いいたします。
8. 問合せ先 市民税課 第三市民税係 西
TEL : 823-9423
FAX : 823-9384

地方税お支払サイト



納付書表面に記載されている「eL-QR」(QR)を読み取ることでより納付が可能です。

各種スマートフォン決済アプリからお支払いされる方は、納付書に記載の「eL-QR」(QR)をアプリから直接読み取ってお支払いください。

パソコンやスマートフォンを使い地方税お支払サイトからお支払いされる方は、下記のサイトにアクセスしてから「eL-QR」(QR)を読み取ってください。

地方税お支払サイトでは●クレジットカード払い●インターネットバンキング●ダイレクト納付等を利用できます。サイトは24時間365日利用できます。

※ダイレクト納付は事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。

地方税お支払サイトはこちら→
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



原付バイクの (125cc以下) 変更手続

高知市役所 市民税課
軽自動車税の担当
TEL 823-9423

廃車にするとき	ナンバープレート ※ プレートを取付した場合でも、廃車手続きはできますので、お問い合わせください。
市外の人に譲渡するとき 市外へ転出するとき	高知市での廃車手続き 新しい市町村で新規登録
市内の人に譲渡するとき (名義変更)	ナンバープレート、自賠責保険証書
盗難にあったとき	(警察への盗難届後) 盗難届受理番号、受理日
市内で転居するとき	住民票の住所変更の手続きをお願いします。 (市民税課での手続きは不要です。)

● 届出人(窓口に来る人)の「本人確認書(免許証等)」をご持参ください。
● 届出は代理人でもできます。
● 市役所で取り扱っている原動機付自転車(125cc以下の)登録、名義変更、廃車等及び車検用納税証明書の再発行手続きは無料です。

125ccを超えるバイク、軽三・四輪車の手続

小型二輪車 (250cc超)	高知運輸支局 高知市大津乙1879-1 (高知駅より東へ5km 大津バイパス沿い) ☎050-5540-2077
軽二輪車 (125cc超~250cc)	同上
軽三・四輪車	軽自動車検査協会高知事務所 高知市庄内3108-2 ☎050-3816-3125

登録をされた上で、廃車・名義変更がある場合、届出をしないとあなたに税金がかかります。

6 2 月

軽自動車税の納期限は5月31日(金)です。

軽自動車税の納付方法は・・・

① 口座振替

- お申込みは、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお申し込みします。
- 口座振替申込者の納税者名義の軽自動車税はすべて振替します。(複数台所有のうち1台のお申込みですべて振替されます。)
- 口座振替申込後に車を買い替えても、引き続き振替されます。
- 口座振替を取り消す場合は、口座のある金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)へ届出をしてください。
- 領収は、預貯金通帳の記載をもって替え、領収証書の発行はいたしません。
- 軽自動車税納税証明書(車検用)は、口座振替完了後、6月中旬頃にお送りします。

② 全国の金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)

- 納付ができる金融機関は納付書裏面のQRまたは地方税お支払サイトから確認してください。
- ※ 地方税お支払サイトは左記のURLまたはQRからアクセスできます。

③ コンビニエンスストア(コンビニ)

- 納付ができるコンビニエンスストア(コンビニ)は納税通知書で確認してください。
- コンビニで納付をした場合、領収印が押された領収証書を必ずお受け取りください。

④ スマホ決済(バーコード読み取り)

- 納付ができるスマホ決済アプリは納付書裏面のQRから確認してください。

⑤ 地方税統一QRに対応する納付方法

- 地方税お支払サイト
- 全国の地方税統一QR対応金融機関
- スマホ決済(QR読み取り)
- ※ 地方税お支払サイトでの納付方法や地方税統一QRに対応する金融機関、スマホ決済は納付書裏面のQRまたは地方税お支払サイトから確認してください。

スマホ決済で納付される方へ

- 領収証書と車検用納税証明書は発行されません。
- 決済後は納付書に支払い済みであることをメモするなどし、二重払いしないよう気を付けてください。
- 口座振替を利用中の方は、スマホ決済を利用した納付はできません。

7

令和6年度

軽自動車税のしおり

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

バイク・軽自動車等は4月1日現在、あなたの名義ですか?

はい

いいえ

納税義務者はあなたです。現在使用しているかどうかにかかわらず、あなたに支払っていただくこととなります。

4月2日以降に取得した場合、その年度は課税されません。

※月割の払い戻しはありません。

バイク&軽自動車 Q&A

Q バイクを人に譲ったのに自分に納税通知書が届きました。	Q 特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)の税金はいくらですか?
A バイクを譲る場合は、必ず名義変更の手続きをしてください。そうしないと、バイクに乗ってなくても名義は元のままなので、納税通知書は、名義人のあなたに届き、納税しなければなりません。	A 税率(年税額)は2,000円です。なお、特定小型原動機付自転車として登録するには、速度や長さなど、一定の要件を満たしている必要があります。
Q バイクが盗難にあったのですがどうしたらいいですか?	Q 年度途中で廃車をした場合、税金の払い戻しはありますか?
A まず、警察に盗難届を出してください。その受理番号と、免許証を持って、市役所にも盗難届を出してください。市役所に届を出さないと、いつまでも税金がかかります。	A 4月2日以降に廃車した場合、その年度の税金は全額納めていたかなくてはなりません。月割の払い戻しはありません。
Q バイクや軽自動車の所有者が死亡した場合、必要な手続きはありますか?	
A 所有者(納税義務者)が死亡した場合は、速やかに名義を変更するか、車両を使用しない場合は廃車の手続きが必要となります。手続きをしなかった場合、相続人の方に納税義務が引き継がれます。	



背景色は薄ピンクに変更

軽自動車税の税率 (年税額)

平成27年度から軽自動車税の税率が下表のとおり改正されました。
なお、三輪及び四輪以上の軽自動車は、車両の種類や初めて車両番号の指定を受けた月(自動車検査証に記載のある「初度検査年月」で判定)によって、適用される税率が異なります。

原動機付自転車等

区分	年額	区分	年額
原動機付自転車	50cc以下	軽二輪 (125cc超 250cc以下)	3,600円
	90cc以下	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円
	125cc以下	小型特殊自動車 (農耕用)	1,200円
	ミニカー	// (その他のもの)	5,900円

三輪及び四輪以上の軽自動車

区分		①	②	③	
四輪以上	三輪		3,700円	3,900円	4,600円
		乗用	営業用 6,600円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	8,600円	10,800円	12,900円
		営業用	3,600円	3,800円	4,500円
		自家用	4,800円	5,000円	6,000円

- ①自動車検査証の初度検査年月が平成24年4月から平成27年3月までの車両
②自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以後の車両
(ただし、次の「グリーン化特例」に該当する車両は、税率が異なります。)
③自動車検査証の初度検査年月が平成23年3月以前の車両
(4月1日時点で初度検査年月から13年を経過した車両が対象です。)

軽自動車税の「グリーン化特例」

初度検査年月が令和5年4月から令和6年3月までの車両で、法に定める燃費基準を満たす車両は令和6年度の軽自動車税が下表のとおり軽減されます。
ただし、税が軽減されるのは令和6年度のみにです。

区分		特例①	特例②	特例③	
四輪以上	三輪		2,000円	3,000円	
		乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	2,700円		
		営業用	1,000円	対象外	対象外
		自家用	1,300円		

- 特例① 電気・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)
特例② ★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
特例③ ★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
※※※※ 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税の減免制度

次の場合は、納期限(8月31日)までに申請すれば、軽自動車税が減免されます。

身体障害者等の減免

- 4月1日の現況で、障害の程度が市の基準に該当し、次の①から③のいずれかに該当する軽自動車等。
①身体障害者等が所有し、本人が運転するもの。
②身体障害者等が所有(※)し、身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、その身体障害者等と生計を一にする人が運転するもの。
③身体障害者等が所有(※)し、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。
(※)身体障害者で18歳未満の者、知的障害者、精神障害者と生計を一にする人が所有する軽自動車等を言わ。

生活困窮者等の減免

- 次の④、⑤のいずれかに該当する軽自動車等。
④生活保護受給者が所有するもの。
⑤中国残留邦人等支援給付受給者が所有するもの。

申請に必要なもの

- ①から③の場合
・身体障害者等手帳・運転者の運転免許証
・自動車検査証・車両の写真(③のみ)
④の場合
・生活保護受給証明書・自動車検査証
⑤の場合
・支援給付受給証明書・自動車検査証

注：届出人(窓口に来る人)の「本人確認書類(免許証等)」をご持参ください。

- ※ 減免決定通知書は6月上旬に車検用納税証明書と併せて送付します。大切に保管してください。
※ 減免は、一人につき一台に限られ、普通自動車等の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
※ 身体障害者等減免に該当する障害の程度や、構造に係る減免、公益法人等の減免については、市民税課軽自動車税担当までお問い合わせください。

軽自動車の車検は、

軽JNKS

納税証明書が原則不要!

令和5年1月から全国の軽自動車検査協会と、軽自動車税(種別割)の納付情報が確認できる「軽JNKS(ジェンクス)」がスタートしました。

車検の際に継続検査窓口での「紙の納税証明書の提示」が原則不要となります。

※ 以下の場合などでは、従来どおり「紙の納税証明書」が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 納付直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合(納付情報が確認できるまで1~2週間程度必要)
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合
- ・ 名義変更(中古車購入など)直後の場合等

※ 自動二輪車(バイク)は軽JNKS対象外ですので、車検の際には従来どおり紙の納税証明書の提示が必要です。



また、令和7年4月から、二輪の小型自動車(総排気量250cc超)も軽JNKSの対象に追加され、全国の運輸支局で納付情報が確認できるようになりました。

軽自動車検査協会
運輸支局